

令和 8 年度下水道施設水路巡視点検・調査業務委託

特記仕様書

令和 8 年度

高槻市都市創造部下水河川事業課

特記仕様書

1. 本仕様書の適用範囲

この仕様書は令和8年度下水道施設水路巡視点検・調査業務委託に適用し、大阪府発行の土木工事共通仕様書、土木工事請負必携、測量業務共通仕様書、公益財団法人日本下水道協会下水道維持管理指針等に準ずるものとする。

また、仕様書・指針等に記載の無い事項については、通知された市職員（以下「調査職員」という。）と協議の上、決定する。

2. 業務の内容

(1) 業務場所

高槻市 萩之庄一丁目ほか 地内

(2) 業務の目的

本業務は前島排水分区域における水路の巡視点検及び現況調査を行い、水路の健全状況、構造、形状寸法、地盤高、水路底高、防護柵の有無等を確認するとともに、その結果を整理し、点検報告書及び水路調査図を作成することを目的とする。

(3) 業務の内容

- ①巡視点検 一式
- ②現況調査 一式
- ③測量業務 一式

(4) 巡視点検

断面形状 500 mm以上の開水路については、ひび割れの有無等の健全状況を点検して、その結果を写真等で取りまとめること。

(5) 現況調査

- ①本業務で調査した水路と水路網図の水路を照合し、水路網図の水路の有無を取りまとめること。
- ②暗渠水路（円形管含む）についても調査を行うこと。
- ③開水路沿いの道路両側の防護柵（ガードレールや転落防止柵等）設置の有無を確認し、取りまとめること。防護柵が確認できた箇所については、防護柵の高さと延長を計測し、その結果を水路調査図に取りまとめること。

3. 配置技術者

- (1) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をもって、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。

(2) 測量技術者

- ①主任技術者は、測量士の取得後、測量に関して8年以上の実務経験を有する者とする。
 - ②測量技師は、測量士の取得後、測量に関して3年以上の実務経験を有する者とする。
 - ③測量技師補は、上記以外の測量士または測量士補の取得後、測量に関して1年以上の実務経験を有する者とする。
 - ④測量助手は、測量に関して1年以上の実務経験を有する者とする。
- (3) 受注者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。

4. 作業上の留意点

(1) 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、原則として受注者の負担とする。

(2) 法令等の遵守

受注者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(3) 中立性の保持

受注者は、常に測量業者としての中立性を保持するよう努めなければならない。

(4) 秘密の保持

受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(5) 作業中の注意

受注者は、業務中に無断で民地内には立ち入らず、事前に連絡をとり、苦情等の無いように努めなければならない。また、業務中は、調査職員より承諾を受けた測量等調査員証を常に携帯し、業務を行うこと。

5. 損害賠償及び補償

- (1) 受注者は、水路施設に損害を与えたときは、直ちに調査職員に報告し、その指示を受けるとともに、速やかに現状復旧に努めなければならない。
- (2) 受注者は、注意義務を怠ったことにより、万一第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償に全責任を負うとともに、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

6. 業務工程管理

- (1) 受注者は、あらかじめ提出した業務工程表に従い、業務工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の業務工程表と実績に差が出た場合は、必要な措置を講じて、調査の円滑な進行を図らなければならない。

- (3) 受注者は、毎月末に調査の進捗状況を調査職員に報告しなければならない。
- (4) 日程の都合上、祝日及び閉庁日等に調査を行う必要がある場合は、あらかじめ、その調査内容及び調査時間等について、調査職員の承諾を得なければならない。

7. 成果品

成果品については、次の図書を作成して提出すること。ただし、電子データについては、SHP（シェイプ）形式及びアークマップGISデータ形式とする。

なお、受注者は業務完了後といえども成果品の品質が本契約の内容に適合しない場合、速やかに訂正しなければならない。これに対する経費は全て受注者の負担とする。

(1) 点検報告書

- ・紙媒体 : 2部
- ・電子データ : 正副2部（CD-R等）

(2) 水路調査図

- ・紙媒体 : 2部
- ・電子データ : 正副2部（CD-R等）

以上

【個人情報取扱特記事項】

※本契約における適用除外項目：第7第9第1項第2項及び第14第2項第3項第4項第5項

(基本的事項)

第1 受注者は、委託業務、工事（以下「業務」という。）を行うに当たっては、受託者として、個人情報（個人情報保護法第2条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 受注者は、個人情報の安全管理について、管理責任者の選任、個人情報保護責任者の指定等、内部における責任体制を構築するとともに、その体制を維持しなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第3 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的で利用し、又は第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止等)

第4 受注者は、業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な維持管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の措置は、当該個人情報を記録した媒体の性質に応じたものとしなければならない。

(個人情報の漏えいの禁止)

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第6 受注者は、業務に従事する者（派遣労働者を含む。以下「従事者」という。）に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な維持管理が図られるよう、従事者を限定するとともに、当該従事者に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受注者は、従事者に対し個人情報の保護に関する研修、教育等（情報システムを使用する委託業務の場合は、その管理、運用及びセキュリティ対策に関するものを含む。）を実施しなければならない。

(個人情報の保護に関する誓約書)

第7 受注者は、従事者から個人情報の保護に関する誓約書を徴取し、その写しを發

注者に提出しなければならない。ただし、委託内容の性質上、発注者が誓約書の写しの提出を不要と判断したときは、この限りでない。

(従事者への周知、罰則の教示等)

第8 受注者は、従事者に対して、在職中及び退職後においても、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

2 受注者は、前項の周知の際に、個人情報保護法及び番号法に規定する罰則の適用がある違反行為をした場合には、懲役又は罰金に処されることを教示しなければならない。

3 受注者は、従事者又は従事していた者が、前項の違反行為をしたときは、受注者に対しても罰金刑が科される旨を十分認識し、業務を処理しなければならない。

(作業区域等)

第9 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う場合は、発注者の管理権限が及ぶ区域で行わなければならない。ただし、クラウドサーバの使用等やむを得ず発注者の管理権限が及ぶ区域以外で個人情報を取り扱う必要があるときは、当該作業区域又は情報管理区域を限定するとともに、個人情報の保管施設の特定、入退室管理、警報装置の設置、耐震防火対策等、個人情報に係る安全対策を明確にした上で、事前に書面により発注者に申請し、その許可を得なければならない。

2 受注者は、発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、前項の作業区域又は情報管理区域から個人情報を持ち出し、又はデータ移行をしてはならない。

(個人情報の授受等)

第10 受注者は、発注者との間で業務に関する個人情報を授受する場合は、受渡し記録簿により記録しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を発注者の事前の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、前項の規定により複写し、又は複製する場合は、その対象を必要最小限に限るとともに、処理終了後は不要となった情報を発注者の指定する方法により速やかに消去しなければならない。

(記録媒体による成果物の表記)

第12 受注者は、個人情報が記録された成果物を記録媒体で発注者に納品する場合は、ラベル等の表記について第三者が容易に識別できない措置を講じなければならない。

(情報システム等のセキュリティ対策)

第13 受注者は、業務において情報システム、電磁的記録媒体、電子メール等を使用して個人情報を取り扱う場合は、権限管理、アクセス制御、不正アクセスの防止、

操作ログの取得、ウイルスチェック、暗号化、ファイヤウォールの設定、個人所有機器の使用制限、覗き見防止、バックアップその他情報の管理形態に応じたセキュリティ対策を講じなければならない。

(返還又は廃棄)

第14 受注者は、業務の終了時に、業務において利用する個人情報について、返還又は廃棄若しくは消去を実施しなければならない。

2 受注者は、業務において利用する個人情報(特定個人情報を含むものに限る。以下この項において同じ。)の消去又は廃棄をする場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者に申請し、その承諾を得なければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

4 受注者は、業務において利用する個人情報の廃棄をする場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により発注者に対して報告しなければならない。

(再委託を行う場合における制限)

第15 受注者は、再委託先(派遣元事業主及び受注者の子会社を含む。)に個人情報を取り扱わせる場合には、複製の制限、セキュリティ対策、個人情報の滅失、毀損、漏えい等に係る報告、業務終了時における消去及び媒体の返還その他の個人情報の保護措置に関して、当該再委託先に対し同等の義務を負わせ、その遵守を監督しなければならない。

2 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理に係る記録の整備)

第16 受注者は、従事者名簿、従事者への研修実施簿その他個人情報の適正な取扱いの事後検証に必要となる記録を整備するものとする。

(立入検査等)

第17 発注者は、受注者が業務を行うに当たり取り扱っている個人情報の管理状況について、随時、受注者(業務の一部を再委託している場合は、当該再委託先を含む。以下この項において同じ。)の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 発注者は、受注者におけるこの個人情報取扱特記事項に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な指示を行うものとする。

3 受注者は、前2項の検査等を拒むことができないものとする。

(事故発生時における報告)

第18 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者への報告、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(損害賠償)

第19 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反したことにより、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第20 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。